

松浦市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月31日

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 鈴木 靖幸

令和5年度（前期）定期監査結果報告

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 議会事務局・税務課・選挙管理委員会事務局・政策企画課・市民生活課
- 3 監査の期間 令和5年5月8日から89日間

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和4年度における財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により行った。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、鈴木靖幸監査委員は除斥とした。

【共通事項】

- (1) 使用料・手数料に係る収入事務
- (2) 旅費事務
- (3) 補助金事務
- (4) 修繕料・委託料・使用料及び賃借料に係る随意契約事務
- (5) 公印、現金、金券等保管状況・行政財産目的外使用許可状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 調定及び納付書等は適正に作成、整備されているか。
- (4) 契約書等関係書類は整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 随意契約における理由及び見積徴取は適正か。また、1者特命随意契約の合理性は明確になっているか。
- (6) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (7) 補助金額等は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 旅費事務

【指摘事項】

出張命令書で命令日が出張日より後になっているものがあつた。

(議会事務局)

【指導事項】

ア 支出処理をする状態の出張命令書の写しをファイリングしていないものがあつた。
会計事務の手引きに基づき処理されたい。

(選挙管理委員会事務局)

イ 日帰り出張の場合の出発・帰着時刻の確認において、命令権者の確認印を受けていないものがあつた。会計事務の手引きに基づき処理されたい。

(市民生活課)

(2) 補助金事務

【指摘事項】

ア 交付決定において、専決区分の適用を誤っているものがあつた。

(議会事務局)

イ 前回の監査でも指導していたが、申請書の様式の一部を省略した様式により交付申請されていたものがあつた。

(市民生活課)

【指導事項】

実績報告書の提出がないものがあつた。

(市民生活課)

(3) 契約事務

【指摘事項】

ア 文書管理システムで作成した起案用紙の決裁日を手書きで訂正しているものがあつた。

(政策企画課)

イ 県医師会からの推薦が前提となっている産業医業務委託契約について、推薦日より前に契約を締結しているものがあつた。

(政策企画課)

ウ 検査下命の決裁より前に検査が実施されているものがあつた。

(税務課)

エ 長期継続契約を締結しているもので、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項が付されていないものがあつた。

(市民生活課)

オ 松浦市財務規則第96条第1項で、「監督の職務を行う職員は、原則として検査を行う職員と兼ねることができない。」と定めているが、監督職員が検査員を兼ねているものがあった。

(市民生活課)

【指導事項】

ア 随意契約理由に係る適用条項を誤っているものがあった。

(税務課)

イ 委託料の支出手続きで、実施伺、契約締結伺がないものがあった。

(選挙管理委員会事務局)

ウ 予定価格調書で予定価格と入札書比較価格の金額が逆になっているものや、封筒に封印のないものがあった。

(市民生活課)

エ 契約内容の一部を訂正しているもので、契約書に契約当事者の一方の訂正印の押印がないものがあった。

(市民生活課)

オ 1者随意契約を行っている修繕において、随意契約とする理由の記載はあるが、契約相手方の選定理由が記載されていないものや、選定理由が「精通」のみで、他者では履行できないことを示す具体的な理由が不足しているものがあった。

(市民生活課)

(4) 財産管理事務

【指導事項】

用途を廃止した施設について、現在も市民生活課で所管しているが、普通財産に該当する財産については、松浦市会計管理者の補助組織設置規則第3条により、会計課に移管されたい。

(市民生活課)